

【判例評釈】

フィリピン対中国事件：南シナ海をめぐる仲裁

〔国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所／本案裁定〕

(2016年7月12日)

吉田 靖之

はじめに

2013年1月、フィリピンは、中国に対して国連海洋法条約（以下「UNCLOS」）第15部の下での義務的仲裁裁定手続を開始した。どちらかといえば小国に分類される国（フィリピン）が大国（中国）に対し挑戦するという構図から、本仲裁裁定は管轄権及び受理許容性にかかわる仲裁裁定の時点から広く国際社会の衆目を集め¹、2015年10月29日に仲裁裁判所がフィリピンの申立について管轄権及び受理許容性を認めた²後は、本案裁定の行方が一層注目されていた。本稿は、2016年7月12日に発表された本仲裁の本案裁定³について紹介するものである。

1 本案裁定にいたる経緯と本案裁定の概要

(1) 本案裁定にいたる経緯

2013年1月22日、フィリピン政府は、同国と中国との間に南シナ海における歴史的権利の役割、海洋権原の取得、特定の海洋地形の性質と地位及び同海域において中国が実施している特定の活動の合法性を巡り紛争が存在すること、並びに中国との間で本紛争解決のための政治的及び外交的解決努力を尽くしたとして、中国側にその旨を通告するとともに、

¹ Kate Parlett, “Jurisdiction of the Arbitral Tribunal in *Philippines V. China* under UNCLOS and in the Absence of China,” *AJIL Unbound*, Vol.110, 2016, p.266.

² *PCA Case No.2013-19, In the Matter of an Arbitration before An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Conventions on the Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People Republic of China, Award on Jurisdiction and Admissibility (hereinafter Award on Jurisdiction and Admissibility) (29 October 2015)*, para.413.

³ *PCA Case No.2013-19, In the Matter of an Arbitration before An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Conventions on the Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People Republic of China, Award (hereinafter Award) (12 July 2016)*.

UNCLOS 第 15 部の下で組織される仲裁裁判所へ本件を付託し、仲裁手続を開始した⁴。これに対して中国は、フィリピンにより一方的に付託された本仲裁は受け入れ難く、以後の本仲裁手続には一切参加しない旨を一貫して主張した⁵。その上で、2014年12月7日に中国外交部は、左記の主張を外部に対して発信する *Position Paper*⁶ を発表した。*Position Paper* の要旨は、以下のとおりである。①フィリピンの申立は、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争に該当せず無効である。②フィリピンの仲裁裁判所への一方的付託は、UNCLOS の関連条項の濫用に該当する。③本仲裁には、海洋境界画定に関する判断が含まれ、それは UNCLOS 第 298 条第 1 項 (a) (iii) の選択的適用除外宣言の対象となることから、仲裁裁判所は管轄権を有さない⁷。

その後、2015年7月7日から13日にかけて管轄権及び受理許容性に関する口頭審理が実施され⁸、同年10月29日管轄権及び受理許容性に関する仲裁裁定が下された⁹。これらの経緯を経て、2016年7月12日に本案裁定が公表された。

(2) 本案裁定の概要

ア フィリピンの最終申立て

本仲裁裁定においてフィリピンは、15項目にわたる事項を申立てており、それらは、①いわゆる九段線と歴史的権利に関する事項(申立1~2)、②南シナ海における海洋地形の法的地位と海洋権原の取得に関する事項(申立3~7)及び③南シナ海における中国の活動に関する事項(申立8~15)のカテゴリーに整理される。また、管轄権及び受理許容性の裁定の後にフィリピンが行った申立の修正要請に対し、仲裁裁判所は、当初の申立に関連するか付随的なものに限ってこれを認めるとした。その結果、フィリピンの最終申立は以下のとおりとなった(下線部は、管轄権及び受理許容性に関する仲裁裁定から変更された部分)¹⁰。

⁴ *Award*, para.28.

⁵ *Ibid.*, paras.31-32.

⁶ Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, *Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines (hereinafter Position Paper)*, 7 December 2014.

⁷ *Award*, para.102.

⁸ *Ibid.*, para.58.

⁹ *Ibid.*, para.60.

¹⁰ *Award*, para.112.

①いわゆる九段線と歴史的権利に関する事項(カテゴリー①)

申立1: 中国の海洋権益は、UNCLOSによって取得が許可された権原の範囲を超えてはならない。

申立2: 九段線で囲まれた海域における中国の主権、管轄権及び歴史的権利の主張はUNCLOSに反しており、条約上の権原取得を超える部分は法的効力を有さない。

②南シナ海における海洋地形の法的地位と海洋権原の取得に関する事項(カテゴリー②)

申立3: スカボロー礁は、EEZまたは大陸棚に関する権原取得を生じせしめない。

申立4: ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁及びスピ礁は、領海、EEZまたは大陸棚に関する権原取得を生じせしめない低潮高地であり、占有による取得は認められない。

申立5: ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、フィリピンのEEZ及び大陸棚の一部である。

申立6: ガベン礁及びマッケナン礁(ヒューズ礁を含む)は、領海、EEZまたは大陸棚にかかわる権原取得を生じせしめない低潮高地であるが、その低潮線はNamyit及びSin Coweの領海幅を計測する基線を決定するために使用され得る。

申立7: ジョンソン礁、クアテロン礁及びファイアリークロス礁は、EEZ及び大陸棚に関する権原取得を生じせしめない。

③南シナ海における中国の活動に関する事項(カテゴリー③)

申立8: 中国は、不法にも、フィリピンが自国のEEZ及び大陸棚における生物及び非生物資源に関する主権的権利の享受及び行使を妨害している。

申立9: 中国は、不法にも、フィリピンのEEZにおける自国の国民及び船舶による生物資源の搾取の防止していない。

申立10: 中国は、不法にも、フィリピン漁民がスカボロー礁において伝統的な漁獲を行うことに介入し、フィリピン漁民が生計を立てることを妨害している。

申立11: 中国は、スカボロー礁及びセカンド・トーマス礁並びにクアテロン礁、ジョンソン礁、ガベン礁、ヒューズ礁及びスピ礁において海洋環境の保護にかかわるUNCLOS上の義務に違背している。

申立12: ミスチーフ礁における中国による占拠及び建設活動は、(a)

人工島、施設及び構築物にかかわる UNCLOS の規定に違反する、(b) UNCLOS の下での海洋環境の保護及び保全にかかわる義務に違反する、(c) UNCLOS に抵触する不法な占有行為を構成する。

申立 13: 中国は、スカボロー礁付近海域を航行するフィリピン船舶に対し、衝突を引き起こすような深刻かつ危険な態様により法執行船舶を運用することで、UNCLOS の義務に違反する。

申立 14: 2013 年の仲裁手続開始以来、中国は、違法にも以下の行為により紛争をさらに悪化せしめている。(a) セカンド・トーマス礁及びその周辺海域において、フィリピンの航行権に干渉している、(b) 同礁に駐留するフィリピン軍人の交代及びそれらへの補給を妨害している、(c) 同礁に駐留するフィリピン軍人の健康及び福利厚生を危険に晒している、(d) ミスチーフ礁、クアテロン礁、ファイアリークロス礁、ガベン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁及びスピ礁における浚渫及び人工島の建設に従事している¹¹。

申立 15: 以下のように全面的に修正された:

「中国は、UNCLOS の下でのフィリピンが享受する権利及び自由を尊重し、南シナ海における海洋環境の保護及び保全に関するものを含めた UNCLOS 上の義務を履行するとともに、同国が南シナ海において有する権利及び自由を、フィリピンが UNCLOS の下で享受する権利及び自由に対して妥当な考慮 (due regards) ¹²を払い行使しなければならない。」¹³

イ 仲裁裁判所の判断

仲裁裁判所は、フィリピンの申立ての殆どについて管轄権を認め、本案について以下のとおり判断した。

カテゴリー①(申立 1~2)については、中国は南シナ海において海域に対する歴史的権利を有すると主張しているところ、中国はかかる歴史的権利を始原的に有していないと判示された¹⁴。また、仮に中国がかかる権利

¹¹ 本修正は、フィリピンが本案口頭手続の最終申立において申請し、認められたものである。Award, para.1110.

¹² ちなみに、UNCLOS は「妥当な配慮」の意味について明示的に行っておらず、このことは「衡平の原則」(basis of equity) (UNCLOS 第 59 条) 及び「関連する事情」(relevant circumstances) (同) についても同様である。

¹³ Award, para.1182.

¹⁴ Ibid., para.270.

を有していたとしても、UNCLOSが中国に対して発効した後は、中国の九段線と歴史的権利に基づく主張はUNCLOSの諸規定に反するものについては認められず、海域に対する権利の取得及び行使はあくまで条約(UNCLOS)によるべきものとされた¹⁵。

カテゴリー②(申立3~7)については、まず、高潮時における海面上及び海面下の海洋地形の法的地位に関する申立て4及び6について、裁判所は以下のとおり判断した(※はフィリピンの申立とは異なる判断がなされた事項)。

地形名	フィリピンの主張	仲裁裁判所の判断
スカボロー礁	岩	高潮地形 ¹⁶
ミスチーフ礁	低潮高地	低潮高地 ¹⁷
セカンド・トーマス礁	低潮高地	低潮高地 ¹⁸
スビ礁	低潮高地	サンディ・ケイから12海里内の低潮高地 ¹⁹
ガベン礁(北)	ナムイェット島から12海里以内の低潮高地	高潮地形 ²⁰ ※
ガベン礁(南)	ナムイェット島から12海里以内の低潮高地	ガベン礁(北)とナムイェット島から12海里以内の低潮高地 ²¹
マケナン礁	シン・カウ島から12海里以内の低潮高地	高潮地形 ²² ※
ヒューズ礁	シン・カウ島から12海里以内の低潮高地	マケナン礁とシン・カウ島から12海里以内の低潮高地 ²³
ジョンソン礁	岩	高潮地形 ²⁴
クアテロン礁	岩	高潮地形 ²⁵
ファイアリークロス礁	岩	高潮地形 ²⁶

¹⁵ Ibid., para.271.

¹⁶ Ibid., para.334.

¹⁷ Ibid.

¹⁸ Ibid., para.381.

¹⁹ Ibid., para.373.

²⁰ Ibid., para.365.

²¹ Ibid., para.366.

²² Ibid., para.354.

²³ Ibid., para.358.

²⁴ Ibid., para.351.

²⁵ Ibid., para.339.

つぎに、島または岩としての海洋地形の法的地位が問われた申立て3、5、7については、裁判所は次のとおり判断した。まず、スカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリークロス礁、ガベン礁（北）、マケナン礁は、全て岩であるとされた²⁷。つぎに、南沙諸島におけるその他の海洋地形の法的地位は、イトウ・アバ（太平島）、ティツ島、ウエスト・ヨーク島、スプラトリー島、サウスウエスト・ケイ及びノースイースト・ケイは、UNCLOS 第 121 条第 3 項が規定するところの人間の居住を維持する能力を欠く岩であると判断された²⁸。さらに、南沙諸島におけるその他の低潮高地については、これらの海洋地形はそもそも人間の居住を維持することができないことから、これらに関するこれ以上の検討は不要であるとされた²⁹。

カテゴリー③（申立 8～15）については、まず、仲裁裁判所は、中国は、フィリピンの EEZ 及び大陸棚における主権的権利を尊重していない³⁰、自国の国旗を掲げる漁船の違法な操業を放置し、かかる行為を防止するための相当の注意を払わなかった³¹、スカボロー礁におけるフィリピン漁民による伝統的漁業は既得権（vested right）に基づくものであり³²、その尊重を怠った³³、及び自国の国旗を掲げた船舶による海洋環境の保護及び保全に抵触する行為の防止を懈怠したと判断した³⁴。つぎに、仲裁裁判所は、中国は、埋め立てと人工島、施設及び構築物の建築において UNCLOS 第 60 条及び第 80 条に違反したと判断し³⁵、また、法執行船舶の活動により

²⁶ Ibid., para.343.

²⁷ Ibid., paras.554-570.

²⁸ Ibid., para.621.

²⁹ Ibid., para.622.

³⁰ Ibid., para.708.

³¹ Ibid., para.758.

³² Ibid., para.798.

³³ Ibid., para.812. なお、兼原敦子は、仲裁裁判所のこの部分の判断につき、仮にスカボロー礁が中国の領海であると考えられる場合、当該海域において伝統的漁業権を認め、一方でフィリピン EEZ においてはこれを認めないというのは、領海における沿岸国の領域主権と EEZ における沿岸国の主権的権利との連関において理解が困難であると指摘したうえで、仲裁裁判所は、結局のところ、EEZ 制度は UNCLOS の固有（*sui generis*）の法制度であり、それは、UNCLOS 当事国がかかる固有の法制度から逸脱することを現に禁じており、他方で、（UNCLOS 成立以前から存続する海域である）領海においては、沿岸国の領域主権の裁量の範囲内において UNCLOS の枠外に位置する伝統的漁業権が存続し得る余地あるものとの解釈論を提示する。兼原敦子「南シナ海仲裁判断（本案）にみる国際法の妥当性の論理」『国際問題』No.659、2017年3月、30-31頁。

³⁴ *Award*, paras.950-966, 970-975, 983, 990-991.

³⁵ Ibid., paras.1034-1038, 1040.

UNCLOS の下での義務に違背したと判断した³⁶。さらに、中国は本仲裁裁定の審理中においても南沙諸島において人工島の建設を継続しており、かかる行為は紛争解決手続の進行中には紛争をさらに悪化させてはならないとする UNCLOS 第 300 条及び一般国際法上の義務に抵触するものと判断された³⁷。

なお、申立て 15 については、UNCLOS 諸規定の履行の義務及び同条約の下での他国の権利と自由の尊重義務には争いの余地がないので、判示の必要なきものと判断された³⁸。

2 本案裁定の射程及び意義

(1) フィリピンの訴訟戦術—争点の縮減—

フィリピンが仲裁裁判所に本件を付託した目的は、南シナ海を巡り中国との間に上述したような法的な意味における紛争が現に存在すること、及び本紛争について国際法を基準とした有権的判断を仲裁裁判所に実施せしめることであった³⁹。UNCLOS の下での紛争解決制度には強制執行に関する規則は存在しないことから、仮にフィリピンにとって有利な判決が仲裁裁判所により下されたとしても、中国にその履行を強制することはできない。また、九段線をはじめとする南シナ海をめぐる中国との問題には、領域主権に関するものや境界画定に関するものが含まれ得るとすれば⁴⁰、それらは UNCLOS 第 298 条第 1 項下の選択的適用除外宣言の対象となる。

フィリピンとしては、中国による UNCLOS 第 298 条第 1 項の選択的適用除外宣言(2006年)を回避するとともに、比中間には海洋境界に関する紛争に付属しない独立したものとして海洋権原の取得に関する紛争が存在すること、及び当該紛争は UNCLOS の解釈または適用に関する紛争として受理可能であることを仲裁裁判所に判断させる必要があった。そして、このことは、フィリピンが「仲裁裁定は比中両国間の協力促進のための重要な法的手続きの機能を担うことから、本裁定においては争点を縮減⁴¹さ

³⁶ Ibid., para.1109.

³⁷ Ibid., paras.1180-1181.

³⁸ Ibid., para.1201.

³⁹ Thomas J. Schoenbaum, "The South China Sea Arbitration Decision: The Need for Clarification," *AJIL Unbound*, Vol.110, 2016, p.291.

⁴⁰ 田中則夫「国連海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続—フィリピン v. 中国仲裁手続を中心に—」浅田正彦、加藤信行、酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』、三省堂、2014年、211頁。

⁴¹ 争点の縮減とは、紛争の全体的な解決を目指すというよりも、紛争の部分的解決

せる必要がある」⁴²と申述していることから推認される。

つまり、フィリピンは、広範囲にわたる南シナ海をめぐる紛争において海洋権原の取得の部分だけでも画定できれば以後の関係国間における交渉または協議の争点が狭められることから、その意義は十分に認められると判断したのである⁴³。そして、このように整理すると、本案裁定の射程は実は案外に狭い⁴⁴。

(2) 権原(Title)取得紛争の所在

権原とは、特定の権利の淵源及びかかる権利の存在を証明し得る付権的事実を提示するものと理解されている⁴⁵。また、海洋地形の法的地位の性質は、海洋境界画定のための EEZ 及び大陸棚の基となる海洋権原そのものに直接かかわることから、当事国の協議のみでは判断できない特別の問題とされる。このことは、「海洋境界画定請求とは、重複する海洋権原が存在する海域、すなわち、それぞれの国が他国の存在がなければ請求し得たであろう海域が重複しているという意味において海洋権原の重複があるという点で特別の意味を有する」というグリーンランドとヤンマイエン間の海域境界画定事件(本案)(1993年6月14日)における ICJ の判示⁴⁶を見ても明らかである。

他方で、今回の仲裁裁定における請求のなかでフィリピンは、中国はいわゆる九段線の内側におけるすべての海域に主権の権利や管轄権を主張しているが、かかる権利は島を含む陸地から測られた水域に対してのみ主張可能であり、また、中国が実効支配している南沙諸島の礁や低潮高地は領

(*réglements partiels*) の機能を期待してなされるものと理解されている。玉田大「国際裁判における宣言的判決(一)」『法学論叢』第153巻2号、2003年、37頁。

⁴² Hearing on Jurisdiction and Admissibility, Day 2 (8 July 2015), Professor Oxman, p.49.

⁴³ 玉田大「フィリピン対中国事件(国連海洋法条約附属書Ⅶ仲裁裁判所:管轄権及び受理可能性判決)」『神戸法学雑誌』第66巻2号、2016年、143頁。

⁴⁴ 中島啓「南シナ海仲裁判断の意味」国際法学会エキスパートコメント、<http://www.jsil.jp/expert/20160927.html>。ちなみに、通常の国際裁判においては、紛争が付託された時点における当事国の作為または不作為についてのみが判断の対象とされ、付託後に当事国が行った行為については判断の対象とはされないところ、今回の仲裁裁定においては、フィリピンの付託(2013年1月22日)以降の埋め立ての継続や人工島の建築等といった中国の行為までが仲裁裁判所の判断の範囲とされている点が注目される。河野真理子「南シナ海に関する紛争と国際裁判」『防衛学研究』第56号(2017年)、126頁。

⁴⁵ 許淑娟『領域権限論』、東京大学出版会、2012年、5頁。

⁴⁶ *Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen, Judgment, I.C.J. Reports 1993*, p.38, para.59.

海や EEZ 及び大陸棚を有さず、加えて、スカボロー礁等は人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩に該当し、さらに、九段線による特殊な水域設定は UNCLOS に違反するとの論理構成を行った。つまり、フィリピンは、本紛争を海洋境界画定紛争ではなく、UNCLOS の解釈または適用に関する権原取得紛争として仲裁裁判所に付託したのである。

権原取得に関して仲裁裁判所は、「海域に対する権原の存在に関する紛争は、当事国の権原が重複する海域における境界画定に関する紛争とは区別される。海洋境界は、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国及び権原が重複する国の間にのみ画定されるべきものであるところ、問題となっている海域が他国により公海であると認識されているような場合には、海洋権原の取得に関する請求 (claim) は海洋権原の重複がなくとも存在し得る」⁴⁷と判断した。つまり、仲裁裁判所は、比中二国間関係においては、海洋境界画定とは独立してある特定の海域における海洋権原の取得により国際社会全体の共同利益に直接影響を及ぼすような UNCLOS の解釈または適用に関する紛争が存在すると判示した⁴⁸。この判断は、グリーンランドとヤンマイエン間の海域境界画定事件(本案)における ICJ の判断とは異なるものであり、注目される。

次項での論述の一部をやや先取りすると、本案裁定においては、中国は南シナ海において権原を始原的に有さないと有権的に判断された。したがって、将来において中国を一方当時国として南シナ海をめぐる紛争がフィリピン以外の国によって再度付託された場合、中国による UNCLOS 第 298 条第 1 項の選択的適用除外宣言は全く意味をなさない可能性すら生じる。つまり、本案裁定において仲裁裁判所は、たとえ UNCLOS の条文上では選択的であるとされていても、歴史的水域及び歴史的権利については UNCLOS に照らし合わせて判断されるのが望ましいと判断したのである。

3 本案裁定の注目点

本案裁定においては、中国が主張する九段線の法的性格が実定国際法に基づき初めて判断された。また、海洋地形の法的地位にかかわる UNCLOS 第 121 条についても、詳細な解釈が提示されている。

⁴⁷ *Award on Jurisdiction and Admissibility*, para.156.

⁴⁸ *Award*, para.178.

(1) 九段線の法的性格

ア 歴史的権利との連関

中国は、九段線内側海域は UNCLOS の適用が及ばない歴史的権利に基づく特殊な海域であると繰り返し主張している。より具体的には、歴史的権利は UNCLOS 成立以前から存在する国際法規則を根拠とするものであり、また、一部の条項（第 10 条 6 項、第 15 条）を除き、UNCLOS は歴史的権利に関する規定を有していないことから九段線内側海域は UNCLOS の適用から除外される旨を、中国は繰り返し主張している⁴⁹。

仲裁裁判所は、UNCLOS に反しない国際法の他の規則と UNCLOS との関係に関する紛争は UNCLOS の解釈または適用に関する紛争であると判示し⁵⁰、本件をあくまで UNCLOS の枠内における争点であると位置づけ、本案において審理すると判断した。そして、本案裁定において仲裁裁判所は、UNCLOS における海洋区分の包括性を強調した⁵¹。兼原敦子が指摘するように、九段線をめぐる論点の中核は、中国による九段線の主張という UNCLOS を中心とする海洋法秩序に対する明白な挑戦に対する国際法の理論的対応という、国際法の妥当性の問題に他ならない⁵²。そして、兼原は、UNCLOS における海洋区分の包括性を国際法の妥当性を具現化している顕著な例のとして挙げる⁵³。

海洋法の文脈においては、歴史的水域という概念は湾及び内水を指すものとされる。そして、本仲裁裁定においては、歴史的水域は UNCLOS に照らし合わせて個別的及び具体的に判断されるべきであるとされた。ここで重要なことは、歴史的水域は湾及び内水に限定されそれ以外には存在しないと仲裁裁判所が判断した点であり、これは国際法上の一般的理解とも整合する⁵⁴。

さらに、仲裁裁判所の判断によると、歴史的権利は、一定の海域の領有にかかわる主張、典型的には領海及び内水にかかわる歴史的な主張（歴史的な水域）に言及する際に援用される概念であるとされている⁵⁵。同時に、歴

⁴⁹ Ibid.

⁵⁰ *Award on Jurisdiction and Admissibility*, para.168.

⁵¹ *Award*, paras.231, 245, 261.

⁵² 兼原「南シナ海仲裁判断（本案）にみる国際法の妥当性の論理」、25 頁。

⁵³ 同上、27 頁。

⁵⁴ Schoenbaum, “The South China Sea Arbitration Decision”, p.293. Ref., UN DOC A/CN.4/143, *Jurisdictional Regime of Historic Waters Including Historic Bays-Study Prepared by the Secretariat*, reprinted in *Yearbook of International Law Commission 1962*, United Nations, 1962, para.86.

⁵⁵ Ibid., para.226.

史的権利は、主権の主張までにはあたらない漁業権または海域にアクセスする権利といったより制限的な権利もその範疇に含むとされる⁵⁶。

先述したように、中国は、九段線内側海域において主張する歴史的権利の法的性格を明示的にはしないものの、九段線内側海域は生物及び非生物資源に対する歴史的権利を主張し得る特殊な海域であると繰り返し主張している⁵⁷。このことから、九段線内側海域において中国が主張しているのは当該海域の領有ではなく、むしろ当該海域の排他的な使用であると推認される。

UNCLOS は全ての当事国にとって海洋に関する事項について完全なる法的根拠を構成する⁵⁸。また、この点に関連し、そもそも中国が主張する九段線内側海域のような歴史的権利を根拠とする水域は、UNCLOS 体制の下では EEZ に該当する。そのうえで、仲裁裁判所は、UNCLOS の下においては中国が主張する歴史的権利を根拠とする九段線内側海域のような特殊な海域が存在し得る余地ないことを、中国が援用可能であろうと思われる複数の国際判例を引用して立証している⁵⁹。

イ UNCLOS の包括的性格

以上の検討の結果、九段線内側海域における生物及び非生物資源にかかわる中国の主張は、UNCLOS が定める範囲、すなわち、EEZ における沿岸国の主権的権利の範囲を超越しており、かかる例外的な海域を容認する

⁵⁶ *Award*, para.225.

⁵⁷ *Ibid.*, para.214.

⁵⁸ *Ibid.*, paras.245-246.

⁵⁹ ①メイン湾海域境界画定事件(カナダ v.米国)(1984年):EEZ が成立する以前の海域の使用実績は、UNCLOS の下での当該海域の独占権に転換せず。*Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area, Judgment, 1, C.J. Reports 1984*, p.246, para.235 (*Award*, paras.258, 259.) ②漁業管轄事件(英国 v.アイスランド)(西ドイツ v.アイスランド)(1974年):EEZ 制度が発足する以前の事件であり、先例とはならず。*Fisheries Jurisdiction (United Kingdom v. Iceland), Merits, Judgment, ICJ Reports 1974*, p.3, para.62; *Fisheries Jurisdiction (Federal Republic of Germany v. Iceland), Merits, Judgment, ICJ Reports 1974*, p.175, para.54 (*Ibid*, para. 258.) ③エリトリア・イエメン仲裁裁定(1998年/1999年):海洋法以外の考慮により紛争が解決された事例であり、適用された法が異なるため参考とはならず。*Eritrea v. Yemen*, Award of 17 December 1999, Annex I – The Arbitration Agreement, art. 2(3), RIAA, Vol. XXII, p.335 at p.374. (*Ibid*, para. 259.) ④チャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁裁判(モーリシャス v.英国)(2015年):英国が設定した海洋保護区(Maritime Protected Area: MPA)とUNCLOSとの整合性が問題となった申立4について、仲裁裁判所はMPAとUNCLOSとの整合性を認め、管轄権を設定する立場を選択し、UNCLOSと整合する合意のみが妥当性を有するとの判断がなされた。*Chagos Maritime Protected Area (Mauritius v. United Kingdom)*, Award of 18 March 2015, para.124 (*Ibid*, para.260.)

ことは、UNCLOS における海域区分制度の包括性を崩壊させ、同条約とは両立しないと仲裁裁判所によって判示された⁶⁰。つまり、UNCLOS は極めて包括的な性格を帯びることから、UNCLOS において明示的に規定されていない限り、歴史的水域のような例外的海域の存在は容認されない⁶¹。

なお、この点に関連し、坂元茂樹は、仲裁裁判所が中国の歴史的権利の主張のフィリピンに対する対抗性を否定したのみならず、それを対世的にも否定している点⁶²は特に注目に値すると主張する。坂元は、まず、中国の九段線の主張はいわゆる領土的海洋の主張であり、かかる主張はUNCLOS のみならず慣習法上も支持されないものであるとし、つぎに、中国は九段線内側海域における歴史的権利を有している旨の立場表明を行っているところ、むしろ中国に求められているのは、九段線の国際法上の地位に関する合理的な論証である旨を指摘する⁶³。続けて坂元は、中国が九段線内側海域における歴史的権利または当該海域を歴史的水域として認知することをフィリピンに対してのみならず広く国際社会一般に要求するのであれば、UNCLOS の下での海域制度とは異なる法の適用による例外が国際法上妥当する旨を自ら立証する責任があると指摘する⁶⁴。九段線内側海域において中国が主張しているのは、一定の範囲内における経済活動との連関を有する海域内における排他的権利及び管轄権であることから、すべての南シナ海の沿岸国にとって、中国が九段線内側海域においてUNCLOS により認められた範囲を超える権利の主張を完全に否定されたことは極めて意義深い。

このように、仲裁裁判所は、海洋法条約規則としてのUNCLOS の包括性を改めて確認し、そのうえで、九段線は何らの法的根拠にも依拠しない完全なフィクションであると判断したものと思考される。また、歴史的水域または歴史的権利という理屈を一方向的に援用することにより、広大な海域に対する排他的権利の主張という行為に対してその他の沿岸国の黙認を期待することは、一般論としても極めて非現実的である⁶⁵。なお、これに対抗するかのごとく、本案裁定が発表された当日に中国政府は、「中国は、中沙諸島、南沙諸島、東沙諸島、及び西沙諸島において、内水、領海、接続

⁶⁰ *Award*, para.261.

⁶¹ 兼原「南シナ海仲裁判断(本案)にみる国際法の妥当性の論理」、30頁。

⁶² *Award*, para.275.

⁶³ 坂元茂樹「九段線の法的地位」松井芳郎他編『21世紀の国際法と海洋法の課題』、東信堂、2016年、201頁。

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 坂元「九段線の法的地位」、182頁。

水域、EEZ及び大陸棚を有する」と主張する声明を公表し⁶⁶、九段線の内側海域における島嶼に対する領有権を改めて宣言している⁶⁷。

(2) 海洋地形の法的地位—UNCLOS 第 121 条の解釈—

ア 学説及び判例

領海及び接続水域に関する条約（以下「領海条約」）（1958年）成立前における島の定義及び制度は必ずしも明確ではなく、低潮高地や人工島でさえも島と認められていた⁶⁸。このような不明確さを改善したのが領海条約であり、同条約は、伝統的な立場にしたがって、島について、陸地であること、自然に形成されたものであること、水に囲まれること、高潮時に水面上のあることの四要件を明文上の基準として規定した(第 10 条)。

第三次海洋法会議においては、島の定義に関し、当初、領海条約第 10 条第 1 項に海洋地形が島として成立するために必要な面積等の補足的な基準を追加して条文を改正することが企図された。しかしながら、海洋地形をめぐる個々の事例が極めて多様性に富むことを理由に、先の提案は支持を得られなかった。その結果、UNCLOS においては、一般の島それ自体の定義は領海条約第 10 条第 1 項のままとし(第 121 条第 1 項)、これとは区別する形で、岩については、人間の居住または独自の経済生活を維持できないというような相当程度の実効性を欠くものは、EEZ または大陸棚を有しないと規定されることとなった⁶⁹。その結果、UNCLOS 第 121 条第 3 項は、「人間の居住または独自の経済生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域または大陸棚を有しない」というドラフティングとなった。

ちなみに、この場合、人が現実に居住しているという事実は要件とはされていない⁷⁰。これは、UNCLOS 第 121 条第 3 項において、人間の居住または独自の経済生活を「維持しない」ではなく「維持することのできな

⁶⁶ Government of People's Republic of China, Statement on China's Territorial Sovereignty and Maritime Rights and Interests in the South China Sea, 12 July 2016.

⁶⁷ Lucy Reed and Kenneth Wong, "Maritime Entitlement in the South China Sea: The Arbitration between the Philippines and China," *American Journal of International Law*, Vol.110, No.4, 2016, pp.759-760: Cf., *Award*, para.185.

⁶⁸ 河鍊洙「国際法における『島』の法的地位に関する一考察」『龍大法学』第 34 巻 3 号、2001 年、50-51 頁。

⁶⁹ 山本草二『島の国際法上の地位』、外務省海洋課、1991 年、45 頁。

⁷⁰ Clive Ralph Symmons, *The Maritime Zones of Islands in International Law*, Nijhoff, 1979, pp.46-47.

い」とされていることから明らかである。このようなドラフティングは、岩が EEZ または大陸棚を有する島(本案裁定では、fully entitled island)であるためには、現に人間が居住していることまでを要するものではなく、対象となる岩を含む島全体が人間の居住を人間の居住の可能とする要素を有しているものと理解される⁷¹。仮に、人の現実の居住を要件に含めるとすべての無人島は島でなくなることから、これはある意味当然である。

UNCLOS 第 121 条第 1 項と第 3 項との関係をめぐる従前の学説は、概ね以下に二分される。それらは、同条第 1 項の要件を満たす島ならば、第 3 項とは無関係に EEZ または大陸棚を有すると解する説(結合説)⁷²と、EEZ または大陸棚を有する島であるためには、第 1 項及び第 3 項の双方の要件を満たす必要があるとする説(分離説)である⁷³。分離説は、UNCLOS 第 121 条第 3 項の岩は同条第 1 項の島の範疇に属するものであることを中核的な趣旨とする⁷⁴。そして、小田滋は、第 121 条第 3 項の反対解釈として、岩であっても人間の居住や独自の経済生活を維持できるのであれば EEZ や大陸棚を有することとなることから、岩も島の一部であると理解できる旨を指摘する⁷⁵。また、領土及び海洋紛争事件(ニカラグア対コロンビア)(本案)(2012 年)では、領有権が争われていたキタスニョ(Quitassueño)の法的地位が争点となったが、ICJ は、まずはキタスニョの QS32 と呼称される海洋地形は高潮時も水面上にある島であるとしたうえで⁷⁶、QS32 は人間の居住または独自の経済生活を維持することができない岩であると整理している⁷⁷。

イ 仲裁裁判所の解釈とその評価

仲裁裁判所は、申立てられている海洋地形が高潮地形 (high-tide features) または水没地形 (submerged features) のいずれに該当するのかを判断し、つぎに、高潮地形が UNCLOS 第 121 条の要件を充足する島

⁷¹ 河「国際法における「島」の法的地位に関する一考察」、65 頁。

⁷² 加々美康彦「南シナ海仲裁判断における島の定義」国際法学会エキスパートコメント、<http://www.jsil.jp/expert/20161116.html>, as of 2017/04/07.

⁷³ 同上。

⁷⁴ Barbara Kwiatkowska and Alfred H. A. Soons, “Entitlement of Maritime Area of Rocks Which Cannot Sustain Human Habitation or Economic Life of Their Own,” *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol.21, 1990, p.150.

⁷⁵ 小田滋『海洋法(上巻)(有斐閣、1979年)、292頁。

⁷⁶ E.g., *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Judgment, I.C.J. Reports 2012*, p.692, para.181.

⁷⁷ *Ibid.*, para.238: 西本健太郎「南シナ海仲裁判断の意義—国際法の観点から」『東北ローレビュー』Vol.4、2017年、46頁。

であるのかについて判断するという手順を踏襲した⁷⁸。その一環として、仲裁裁判所は、UNCLOS 第 121 条第 3 項の条文を以下のように文理解した。まず、「岩」については、その構成要素には地質学上の要素による制限はないとする⁷⁹一方で、仲裁裁判所は、国際法は島を「自然に形成された地形で高潮時に海面上にあるもので、礁のみで形成されたものは含まれない」と定義していること⁸⁰を確認する⁸¹。つまり、UNCLOS 第 121 条第 3 項では「岩」という文言が使用されているが、これは必ずしも地質学的な分類によるものではない⁸²。他方で、海洋地形の構造はあくまで自然な状況を基に判断され、人の居住や独自の経済生活の維持を目的とした後に追加された埋め立て等の行為は考慮事項とはならず、かかる行為によって海洋地形の性格が変化するものではないことが改めて確認された⁸³。

つぎに、「できない」という文言について仲裁裁判所は、これは客観的に地形の能力の問題にかかわるものであり⁸⁴、例えば、ある特定の時期における人間の居住にかかわる事実は当該能力を判断する材料となり得るとする⁸⁵。また、「維持する」という文言は、人間の居住または独自の経済的生活にとって本質的に必要な物資、居住及び経済生活が一定の時間にわたるという時間的要素、並びに経済生活にかかわる最低限の質的水準が担保される必要があることを示すものである⁸⁶。これらの検討を踏まえ、「人間の居住」とは、集団またはコミュニティによる一時的ではない永続的な居住であると考えることが妥当であるとされる⁸⁷。また、「または」という文言は、「人間の居住」と「独自の経済的生活」が累積的に求められることを示している⁸⁸。最後に、「独自の経済的生活」とは、外部からの支援無くして地形が独立した経済生活を行い得る能力を有すること及び物的資源を開発、配分する人の活動の継続的な実施が存在することが必要であること、並びに現地の人口によらない単なる採掘及び外部からの物資に主

⁷⁸ Nilufer Oral, “‘Rocks’ or ‘Islands’? Sailing towards Legal Clarity in the Turbulent South China Sea,” *AJIL Unbound*, Vol.110, 2016, pp.280-281.

⁷⁹ *Award*, paras.480-481.

⁸⁰ *ICJ Reports 2012*, p.624, para.37.

⁸¹ *Award*, para.480, fn.524.

⁸² *Ibid.*, para.540.

⁸³ *Ibid.*, para.541.

⁸⁴ *Ibid.*, para.483.

⁸⁵ *Ibid.*, para.484.

⁸⁶ *Ibid.*, para.487.

⁸⁷ *Ibid.*, paras. 488, 491.

⁸⁸ *Ibid.*, para.493. ただし、どのレベルを超えるとこれに該当するかについては、本案裁定では必ずしも明示的にされていない。

に依存する場合は「独自の経済的生活」には該当しないものと解されると、仲裁裁判所は判示する⁸⁹。さらに、「人間の居住」と「独自の経済的生活」を維持するための海洋地形が有すべき能力としては、十分な量の水、食料、居住施設、居住に適した気候、他の地域との距離及び生計の手段等が挙げられる⁹⁰。加えて、海洋地形が現にまたは歴史的に居住に供されていた場合には、外部からの支援のみによりそれが可能であったのかが考慮すべき事項となるが⁹¹、貿易及び外部との連関は支援には該当しない⁹²。

以上の文理解釈の結果、仲裁裁判所は、島、岩及び低潮高地のいずれも「自然に形成された陸地」に該当し、UNCLOSのその他の条項（特に第13条）と整合的に解釈される必要があるとする⁹³。また、UNCLOS第121条第3項の起草趣旨は、沿岸国の権限の過度な拡大の防止⁹⁴及びEEZ制度の導入により利益を受ける人口を「人間の居住」と連関づけることであるという点は留意されるべきである旨が付言されている⁹⁵。

UNCLOS第121条の文理解釈、特に第1項と第3項との関係についてここまで詳細に解題した国際判例は、本案裁定が最初であろう。第121条の文理解釈において仲裁裁判所は、「維持する」という文言こそがUNCLOS第121条下の島と岩との判断において「人間の居住」と「独自の経済的生活」の双方にかかる中核的な基準であるとして、時間的要素質的及び質的要素の両面において評価している。つまり、仲裁裁判所は、まずは「人間の居住」の「維持」のためには、人間の生存及び健康の維持に必要なものが最低限の水準において継続して存在する必要があることを指摘し、つぎに、「独自の経済的生活」の「維持」とは単なる一時的な経済活動にとどまらず、長期間かつ実体的である必要性を挙げている⁹⁶。

また、「人間の居住」について、仲裁裁判所は、集団またはコミュニティの居住という量的要素を提示するものの、併せて、灯台守及び漁民等による一時的な駐在または訪問並びに公務員及び軍人のみの駐留では十分ではなく、そこを永続的な生活地として居住する民間人が所在するという条件を付している。他方で、仲裁裁判所は、UNCLOSにおいては、「人間の

⁸⁹ Ibid., para.500.

⁹⁰ Ibid., paras.542, 543, 544, 546.

⁹¹ Ibid., para.548.

⁹² Ibid., para.550.

⁹³ Ibid., para.508.

⁹⁴ Ibid., para.516.

⁹⁵ Ibid., para.520.

⁹⁶ Ibid., p.282: Cf., 芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』、有信堂、1999年、42頁。

居住」について一時的な駐在と永続的な居住の区別は設けられていないことを敢えて指摘している⁹⁷。さらに、「独自の経済的生活」について仲裁裁判所は、当該海洋地形への一時的な駐在または訪問を条件から排除するために、「生活」、「経済的」及び「維持」を相互に連繋的に解釈している。なお、この際に仲裁裁判所が特に重要視したのは「独自に」という文言であり、これは、外部からの支援のみに依拠して為される活動ではなく、当該海洋地形に居住する者による独自かつ地域的な活動であることを示す⁹⁸。

以上を要するに、本案裁定においては、人間の居住と経済的生活を維持する可能性という、島としての相当程度の実効性（前出）が極めて重用視されているのである。従前から、相当程度の実効性を有さない海洋地形に広大な EEZ または大陸棚を取得せしめる権原を付与することは、海洋の利用の自由を不当に制限することになるという主張がなされており⁹⁹、本案裁定はこの主張に沿ったものである。他方で、西本健太郎が指摘するように、上述の仲裁裁判所の判断は、島からの EEZ または大陸棚の設定に関する国家実行を基準とした場合に極めて高い要件を設定した¹⁰⁰。また、西本によると、仲裁裁判所の立場に立った場合、UNCLOS 第 121 条の基準を満たさない島からの EEZ 及び大陸棚を主張する国家実行が国際社会に蔓延しているが¹⁰¹、それらは国際法の漸進的發展に寄与する行為には該当しない。さらに、岩月直樹は、本案裁定における「仲裁裁判所による UNCLOS 第 121 条の解釈と異なる国家実行の存在は確認されない」¹⁰²との一文は、仲裁裁判所が事後の実行により第 121 条 3 項の解釈についての黙認の合意が形成されているのかを問題として、それを黙示的に否定しているとすら解される点を指摘する¹⁰³。そして、このことは、国家実行が法を変えるものではないとする裁判所の矜持の一端を示唆するものと推認される。

ウ 南シナ海をめぐる紛争の解決への含意

本案裁定において一層注目すべきは、紛争の主題となった海域には EEZ 及び大陸棚を生じせしめる島は存在しないとの仲裁裁判所の判示であり、

⁹⁷ Oral, “Rock” and “Islands?”, p.282.

⁹⁸ Ibid.

⁹⁹ 山本草二『海洋法』、三省堂、1992年、91頁。

¹⁰⁰ 西本「南シナ海仲裁判断の意義」、48頁。

¹⁰¹ 同上、44頁。

¹⁰² Award, para.553.

¹⁰³ 岩月直樹「南シナ海仲裁裁判と国際紛争の平和的解決」『法学教室』No.435、2016年、54頁。

これは極めて画期的な判断である。仲裁裁判所は、フィリピンの請求には含まれていなかったイトウ・アバ(太平島)を検討の対象に含めて判断を下した。イトウ・アバ(太平島)は自然の状態では岩であり、旧日本軍が埋め立てて滑走路を建設し、現在では、「島」として台湾が実行支配している。今回、仲裁裁判所は、現在の状況にかかわらずイトウ・アバ(太平島)の法的地位は岩であり、領海しか有し得ないと判断した。

仮に、「南シナ海には一切島がない」としない場合には、イトウ・アバ(太平島)から200海里は全てイトウ・アバ(太平島)を領有する国のEEZとなる。申立5、8、9に対する判示のように判断するためには、仲裁裁判所はイトウ・アバ(太平島)を岩と判断せざるを得ない。他方で、南シナ海にはEEZ及び大陸棚を有する島がないと判断されたことから、仮に南沙諸島が中国に帰属するとしても、中国は常時水面上にある岩からの領海と内水に対する主権を主張できるとどまり、それを越えた海域に対する主権的権利を主張し、または海洋境界画定を求めるための一切の権利を否定されたこととなった¹⁰⁴。さらに、南沙諸島は南シナ海のほぼ中央に位置することから、仮にここに島の存在を認めてしまうと、島からのEEZ及び大陸棚が南シナ海の中央部に存在することとなることから、現状においても相当に複雑な様相を呈している南シナ海をめぐる問題はほぼ解決不可能となる。上記のような仲裁裁判所の判断はかなりの限界的な事例ではあるものの、以後、南シナ海に関する紛争を考察及び検討するにあたり重要な意味を有するものとなり得る¹⁰⁵。

本案裁定は、本件における南シナ海の係争海域にはUNCLOS第121条が定義するところの島は存在せず、いずれの海洋地形も領海のみ有する岩であること、そして、その結果、当該海域においてはEEZ及び大陸棚の権原の重複が生じないことを明示的に判示した。そして、この判示は南シナ海における紛争が複雑化した大きな要因を除去し、問題解決に向けた展望を開いたと評価する主張も見られる¹⁰⁶。さらに、本案裁定の結果として、フィリピンの群島基線から200海里以内の海域は同国のEEZに該当することとなった。そして、今後、当該海域において海洋地形の帰属をめぐる争いが問題となる場合には、その主体は島、岩及び領海となる。これは、フィリピンは紛争を権原取得紛争へと形式化したことにより、実質的には

¹⁰⁴ 同上、53頁。

¹⁰⁵ 河野「南シナ海に関する紛争と国際裁判」、126頁。

¹⁰⁶ 同上。

海洋境界画定を達成したとも評価される¹⁰⁷。

おわりに

本案裁定から約3か月後の2016年10月21日に、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ(Rodrigo Roa Duterte)比大統領と習近平中国国家主席により「比中共同宣言」発表された。本宣言のパラグラフ40では、直接に関係する主権国家間の友好的な協議及び交渉により南シナ海をめぐる問題の解決を図る旨が強調されている。これを見る限り、仲裁裁定が及ぼす現実の外交への直接の影響及び含意については、現時点においてはやや限定的であると評価される。

しかしながら、他方で、当事国の政策的思惑及び態度にかかわらず、仲裁裁定は国際的司法判断として厳然と存在する。なかでも、仲裁裁判所が有権的な判断として下した九段線に関する法的評価は実体として存続し得る。また、本案裁定の直後に中国外交部は、「仲裁判決は無価値で無効(null and void)であり、何らの拘束力をも有さない一枚の紙屑に過ぎない(amounts to nothing more than a piece of paper)」¹⁰⁸との声明を発表した。然るに、このような中国政府の認識にもかかわらず、仲裁裁定は有効であり当事国を拘束する。また、UNCLOS第15部の義務的裁判は、紛争当事国の間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力有する(UNCLOS第296条第2項)。本規定が意味する裁判の終局性について学界においてはなお議論があるものの¹⁰⁹、他方で、UNCLOS第296条第2項を附属書Ⅶ第9条と併せ読んだ場合、仲裁裁判所の判断のすべてが法的拘束力と終局性を帯びると判断することが妥当である旨の有力な指摘がなされている¹¹⁰。

さらに、また、先に引用した比中共同宣言には、「国連憲章及びUNCLOSを含む普遍的に承認された原則に合致して」という一文が含まれており、

¹⁰⁷ Parlett, “Jurisdiction of the Arbitral Tribunal in *Philippines V. China* under UNCLOS and in the Absence of China”, p.270.

¹⁰⁸ Spokesperson Lu Kang’s Remarks on Japanese Minister’s Statement on the Award of South China Sea Arbitration initiated by Philippines (12 July 2016).

¹⁰⁹ E.g., Stefan Talmon, *The South China Sea Arbitration and the Finality of “Final” Awards*, Bonn Research Papers on International Law, No.12/2016, Institute for Public International Law, Universität Bonn, 24 November 2016, pp.4-5.

¹¹⁰ 河野真理子「南シナ海仲裁の手続きと判断実施の展望」『国際問題』No.659、2017年3月、20頁。

かかる原則には、本仲裁裁判が当然に含まれるものと思料される¹¹¹。したがって、UNCLOSには附属書Ⅶの下で下された裁定を強制的に執行するメカニズムは設けられていないことは事実ではあるものの¹¹²、以後の中国の南シナ海における行動は、本仲裁裁判を所与のものとして評価されるであろう。

¹¹¹ 中谷和弘「南シナ海仲裁裁判と海洋における法の支配」『国際問題』No.659、2017年3月、2頁。

¹¹² Ref., UNCLOS 附属書Ⅶ第12条。